

【債務負担行為】令和8～18年度 尾花沢市公共施設LED照明賃貸借公募型プロポーザル
質問回答書

No.	質問項目及び内容等	
1	質問事項	仕様書 7. 賃貸借物品の数量・仕様及び設置 (2) 賃貸借物品の仕様について
	質問内容	<p>現在資材不足は深刻で、LED 資材についても種類によって入手が困難となってきた状況です。</p> <p>仕様を細かく特定することで、提案内容を狭めることになり、幅広く平等な提案を受け入れての総合評価が失われる可能性もあると考えます。</p> <p>また、リース期間中（10年）の保証も付与されるので、自治体にとって何ら品質トラブルや追加費用等支障になることはありません。</p> <p>海外製品を除外することはWTO違反であり、公共だけの規格製品など存在せず、公共施設用照明器具の概念も必要ありません。</p> <p>LED 直管に関しては、世界標準仕様で、中国、台湾、韓国、オランダ等の工場から世界各国に輸出されており、品質に関しては、ユーロ規格に合格し、日本の規格と比べても問題ないレベルです。</p> <p>当社としては、原油不足の状況が長引くことで、更に入手困難な状況が予測されると考え、独自に日本技術企業と協業して海外から商品を調達することを進めております。例えば、中国・中山市は世界でも有数のLED工場の中心地であり、日本メーカーのパナソニックや東芝もOEM生産委託し、欧州LED品質規格EN55015に準拠。ISO9001、ISO14001シリーズを取得している工場があります。（日本のJ55015/電気用品安全法と同等）</p> <p>10年期間終了後のメンテナンスに関しても、世界標準仕様のG13口金のLED直管であれば手に入りやすく、ご自身で交換できる手軽さもあり、安心して長く継続利用できるものと考えます。照明器具の特性や性能はプロポーザルの中で評価すべきと考えますが、如何でしょうか？</p>
	回答	<p>本事業は履行期間が10年間と長期にわたる賃貸借契約であり、安定した保守対応、交換部材の継続供給、不具合発生時の迅速な対応、日本語による施工に関する技術資料や保証対応、国内代理店やメーカー責任体制の明確化等も重視しております。将来的な懸念事項として保守対応や責任分界が不明確になることも考えられるため、長期にわたる契約のリスク軽減の一端として日本国内に本社を有するメーカーの製品とすることや、公共施設用照明器具（JIL5004等）の基準を満たすことを要件にさせていただきました。</p> <p>ただし、あくまで日本国内に本社を有するメーカーの製品としての規定であり、海外において生産された製品を除外するものではありません。</p>
2	質問事項	仕様書 8. 賃貸借物品の維持管理 (1) 賃貸借物品の保証 (イ) について
	質問内容	<p>保証期間内に交換後の照明の設計寿命時間を超過し、不具合（不点灯、点滅、動作異常など）が生じた場合についても乙の負担により交換すること。との記載について確認させてください。</p> <p>一般的に照明器具メーカーの保証は標準的使用条件を前提としており、24時間点灯等の長時間使用環境については保証対象外となります。</p> <p>そのため、LED交換後の器具について一律に乙負担での交換を求める場合、使用条件によってはメーカー保証の範囲を超える可能性があることから、本件については保証範囲及び条件等を含め協議が必要と考えますが、いかがでしょうか。</p>
	回答	<p>本事業は単なる物品の購入ではなく、10年間の賃貸借期間中における「適正な維持管理（保守点検、修繕等）」を含めた包括的な事業です。各施設の使用環境については、通常照明について一日8時間程度の使用を前提としておりますが、「別紙1-1 製品仕様一覧」等のデータを基に、事業者が維持管理リスクや交換頻度を勘案の上、それら一切の費用を含めた積算及び企画提案をお願いします。</p>

No.	質問項目及び内容等	
3	質問事項	仕様書 8. 賃貸借物品の維持管理(1) 賃貸借物品の保証 (ウ) について
	質問内容	<p>動産総合保険は、火災・落雷・風水害の偶発的事故による損害を補償するものです。本事業において保険加入を必須とすることは、メーカー補償があれば十分であり屋外施設の雷害以外では補償内容に対して費用負担が大きく、経費削減の観点からも必ずしも必要ではないと考えられます。</p> <p>協議により判断することではいかがでしょうか。</p>
	回答	<p>メーカーによる保証はあくまで製品が原因で発生した不具合を対象としたものではありますが、公共施設の特性上、自然災害や不測の事態に対する原状回復が速やかに行われなければなりません。対象となる施設には災害時の避難施設として指定されているものもあり、機能維持について万全の体制が求められます。動産総合保険への加入要件は、10年間の履行期間中、本市に予期せぬ財政負担が発生することなく、確実な無償修繕、交換体制を構築するために必要な要件と考えております。</p>
4	質問事項	実施要項 3. 参加要件 (7) について
	質問内容	<p>新年度に入り、全国で多数の自治体において公共施設LED化事業の公募が開始されておりますが、公募情報が事前に開示されていない以上、公募開始前の時点であらかじめ営業所等を設置しておくことは現実的に困難であると考えます。</p> <p>また、営業所等を有していない場合であっても、全国で十分な施工実績や維持管理実績を有し、適切な対応体制を構築している事業者も存在すると考えます。</p> <p>そのため、本件において営業所所在地を限定することについて、理由をご教授願います。</p>
	回答	<p>(質問 4、質問 5 を同一回答とさせていただきます)</p> <p>本事業は 48 に及ぶ多種多様な公共施設の照明を一括して LED 化し、10 年間にわたり維持管理するものです。特に市中心部においても積雪 2m を越すような豪雪地帯であることや、放射状に広がる地理的条件を踏まえると、突発的な不点灯や不具合が発生した際、迅速かつ確実に現地へ駆けつけられる物理的な保守体制（山形県内の事業所要件）を有することが行政サービスの継続性において極めて重要であると考えております。従いまして、事業所の住所要件は特定事業者を排することを目的としたものではなく、公共サービスの安定的かつ継続的な運営を確保するために不可欠な要件としていくことについて、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>
5	質問事項	
	質問内容	<p>新年度に入り、全国で多数の自治体において公共施設LED化事業の公募が開始されておりますが、全国のLED化事業になぜ東北・関東に本店を有する必要があるか理解できません。</p> <p>現地に営業所等を有していない場合であっても、全国で十分な施工実績や維持管理実績を有し、適切な対応体制を構築している事業者も多く存在すると考えます。</p> <p>そのため、本件において山形県内に営業所所在地を限定することにより競争機会を制限する事の理由をご教授願います。</p>
	回答	(質問 4 と同一回答とさせていただきます)